

厚生労働省告示第三百五十八号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十二条の規定に基づき、中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

なお、中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における年金現価率（平成十四年厚生労働省告示第一百十二号）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年九月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十二条第一号に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した現価相当額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ 当該中途脱退者に係る厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）

第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三

条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項に規定する額から昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項まで（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担すべきこととなる額（以下「政府負担金」という。）を控除した額（以下「代行部分相当額」という。）のうち平成十七年四月一日前の加入員たる被保険者期間（当該中途脱退者の老齢年金給付の額の算定の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間（法附則第三十二条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であつた期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）をいう。次号において同じ）に係る額

□ 当該中途脱退者の性別、生年月日及び法第六十条第三項又は第六十一条第二項に規定する現価相当額の交付が行われる日（以下「交付日」という。）における年齢に応じて別表第一に定める数

二 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ 当該中途脱退者に係る代行部分相当額のうち平成十七年四月一日以降の加入員たる被保険者期間に係る額

ロ 当該中途脱退者の性別及び交付日における年齢に応じて別表第二に定める数

三 当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額に相当する額から代行部分相当額及び政府負担金を控除した額について厚生年金基金連合会の規約の定めるところにより算定した額